



日本大学 障がい学生支援の 手引き



日本大学 学生支援センター
(2025年4月)



目次

	はじめに.....	1
	1 様々なニーズと配慮例.....	2
	2 「障害者差別解消法」と合理的配慮	6
	3 成績評価における合理的配慮とは何か?.....	7
	4 日本大学の障がい学生支援体制.....	8
	5 障がい学生支援(サポート)の流れ.....	10
	6 日本大学本部で開催している研修会.....	13
	[裏表紙] 学生支援窓口 情報一覧・学生支援室	

🌸 はじめに

学生から、合理的配慮の依頼文を受け取ったら？



- ▶ 学部の障がい学生支援委員会で支援が決定したら、学生が授業又は業務担当者のあなたに「**修学上の合理的配慮について(依頼) (様式5)**」(P12参照)を、渡して合理的配慮を求めます。
- ▶ ケースによって、合理的配慮の実施に関して、事前に学生支援室があなたに意見を求めたり、関係者カンファレンス(P11参照)への参加を依頼する場合があります。
- ▶ あなたが「**修学上の合理的配慮について(依頼) (様式5)**」を受け取ったら、授業又は業務において【様式5】に記載された合理的配慮を実施してください。実施に当たって、検討が必要な場合は、学生支援室コーディネーターにご相談ください。
- ▶ 合理的配慮の実施状況については、学生支援室が当該学生に定期的なモニタリングを行います。
- ▶ 支援終了後は、あなたにも合理的配慮の実施状況や実施に当たっての課題など、お気づきの点について、学生支援室がモニタリングを行いますのでご協力をお願いします。

※日本大学障がい学生支援ガイドライン(支援内容2-②)より

「定期面談・相談 障がい学生と定期的に面談を行い、支援が順調に進んでいるかを確認します。」



あなたの講義やゼミで個別に配慮やサポートを行っている学生が居たら？



- ▶ 学生の希望に応じて、学生支援室や障がい学生支援委員会を通さず、教員が個人の裁量で支援しているケースについても、情報集約のために学生支援室にご連絡ください。

※各学部障がい学生支援委員会設置内規((目的)第2条)より

「委員会は心身に障がいのある本学の学生、入学を志願する者(以下「障がい学生」という。)及び障がいの疑いのある学生の情報を集約し、障がい学生及び障がいの疑いのある学生の教学及び学生生活の支援について審議し、障がい学生の修学環境の整備を図ることを目的とする。」

1 様々なニーズと配慮例

修学上の困難を抱える学生のニーズは様々です。修学上の合理的配慮を提供するにあたっては、個々の学生の困難さや他の学生への影響、実施環境などを踏まえて関係者間で協議・情報共有を行うことが必要です。下記の支援例以外の支援方法を採用することも考えられます。

1 聞こえに関するニーズと配慮…聞こえ方・聞こえにくさは様々です。

- ☞ 聴覚に障がいがあり、音が聞き取り難い、または聞こえないことがあります。
- ☞ 音は聞こえていても、音の聞き分けが難しい、言葉として聞き取れない場合があります。
- ☞ 聴覚過敏などで、特定の音が苦手な場合があります。
- ☞ 発達障がいにて聴覚情報（話し言葉）を理解するのが苦手な場合があります。

聞こえにくい場合は、聞きやすい環境づくりに協力をお願いします。また、聞こえなくても分かる工夫をお願いします。

- ・口元が見えるように話す。話者の口元が見えると理解しやすくなります。
- ・口元が見え易い、聴き取り易い指定座席を設ける。
- ・ゆっくり話す。話し方により聴き取りやすくなります。
- ・私語を控えるよう促す。雑音が減ると、教員の声に集中しやすくなります。
- ・授業の流れやポイントをプリントにして配布する。
- ・情報が伝わっているか時々確認する。
- ・不明点を質問し易い環境を作る。
- ・聞こえに関する器具の使用を認める。(補聴器、イヤホン、ヘッドホン、耳栓、イヤーマフなど)
- ・音声を文字変換する機器の使用を認める。(UDトークなど)
- ・動画教材に字幕を付ける。予習復習のための貸出を行う。
- ・ノートテイク、PCテイクを検討する。 ……など



2 見ることにに関するニーズと配慮…視力や視野、光の調節などによって、見え方も様々です。

- ☞ 視覚に障がいがあり、見えない、見えにくいことがあります。
- ☞ 視野が欠けていて、見えない部分がある場合があります。
- ☞ 色の判別が難しいことがあります。
- ☞ 特定の光やパソコン・タブレットなどの画面を見るのが苦手なことがあります。
- ☞ 発達障がいにて視覚情報（図や表）から内容を理解するのが苦手な場合があります。

見え易いように配慮をしたり、見えなくても分かるように工夫をお願いします。

- ・出入りし易い座席, 授業情報を確認し易い座席を指定する。
- ・指示語を具体的に言い換える。あれ・それが何を指すのかを明確にする。
- ・指名, 発言の際の配慮。誰が指名されているか, 誰が発言しているかを分かるようにする。
- ・パワーポイントなどの投射資料をプリントアウトして配布する。
- ・資料の拡大コピーを配布する。
- ・資料が確実に手元に渡っているかを確認する。
- ・拡大鏡やルーペ等の支援機器の使用を認める。
- ・資料の点訳, 教科書をテキストデータに変換(音声読み上げ機器利用の為)する。
- ・授業情報の録音・記録の許可。
- ・動画教材は, 予習復習のための貸出や解説を行う。 ……など

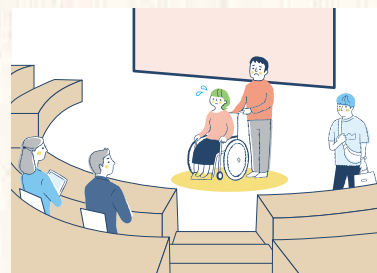


3 移動に関するニーズと配慮…移動の困難さや補助器具は人によって様々です。

- ☞ 障害物があるために, 移動ルートの確認や, 移動することが難しい場合があります。
- ☞ 段差を越えたり, 長距離を移動することが難しい場合があります。
- ☞ 校外学習や実習での配慮が必要な場合があります。

安全に移動できるよう, 配慮をお願いします。

- ・支援機器を利用していても移動がし易い座席の指定。
- ・移動に時間がかかることへの配慮。
- ・必要に応じて, 休憩場所を確保する。 ……など



4 読み書きに関するニーズと配慮…身体的な機能障がい以外に発達障がいの特徴として文字認識や書字, 読字に困難がある場合もあります。

- ☞ 見えにくく, 筆記が難しかったり, 読み書きに時間がかかることがあります。
- ☞ 手が不自由で, 枠内に収まるように書くのが難しかったり, 筆記に時間がかかったりします。
- ☞ 発達障がいや学習障がいにより, 見えてはいるが, 文字として認識できないために, 時間がかかったり, 考えをまとめて記述するのが難しいことがあります。
- ☞ 発達障がいや学習障がいにより, メールで質問するのが苦手な場合があります。

読み書きに十分な時間を取ったり, 表現方法の変更を認めるなどの工夫をお願いします。

- ・読み書きの時間を十分に確保する。
- ・授業中の板書やレポート作成にパソコンの利用を許可する。
- ・刺激を調整する補助器具(サングラスなど)の使用を許可する。
資料の色付き用紙への印刷, カラーチャートの使用など
- ・必要に応じて, 代筆や口述筆記を行う。
- ・必要に応じて, 授業の録音について許可する。 ……など



5 ディスカッションやプレゼンテーションに関するニーズと配慮

- 聴覚に障がいがあり、ディスカッションについていけないことがあります。
- 視覚に障がいがあり、誰が発言者か分からない場合があります。
- 言語障がいなどで、発声・発話が難しい場合も考えられます。
- 精神障がい、発達障がいなどで、考えをまとめて提示することが苦手な場合があります。
- 精神障がい、発達障がいなどで、人前で発表することが難しい場合があります。

補助器具の使用や負担の少ない発表方法などの工夫をお願いします。

- 事前に流れや要領を確認する。
- ホワイトボードに書き出すなど、発言のポイントを整理して視覚的に確認できるようにする。
- 発言前に名乗る、挙手してから発言する、発言の順番を決めるなど、一定の構造化をする。
- 発言内容を確認する、考えをまとめる等の時間を十分に確保する。
- グループ分け、担当の割り振りを工夫する。
- プレゼン方法を工夫する。口頭やポスター等発表形式の選択、発表順を配慮するなど。
- 支援機器（UDトークなど）を使用する。



6 実習・実験に関するニーズと配慮

- 聴覚に障がいがあり、口頭での指示や注意事項が十分に伝わっていない場合があります。
- 視覚に障がいがあり、手元の確認が難しく、実験の操作ができない場合があります。
- 手が不自由で、細かい作業や操作が難しい場合があります。
- 発達障がいなどで、手順が混乱してしまったり、予定外のことがあると動揺してしまう場合があります。また、用具の忘れ物が多い場合があります。
- 精神障がいなどで、コミュニケーションが苦手な場合は、グループでの実験に配慮が必要な場合があります。
- 発達障がいや精神障がいにより、困った際に質問や相談することが難しい場合があります。

補助器具の使用や作業工程の丁寧な確認、役割分担の配慮などの工夫をお願いします。

- 実施に際して、作業手順やルールの確認を行う。
- 支援機器を使用する。
- 指示を明確にする。指示語ではなく具体的な用具の名称で説明する、板書や資料など視覚資料を併せて活用する、次回の持ち物を板書やプリント等で指示する。
- 作業手順を事前に確認し、次の作業についてもその都度確認する。
- 不明点を質問し易い環境、機会を作る。
- グループワークの場合は、班分け、役割分担を工夫する。……など



7 校外実習に関するニーズと配慮

- ☞ 聴覚に障がいがあり、実習中のコミュニケーションが難しいことがあります。
- ☞ 視覚に障がいがあり、実習先への移動や、資料の確認が難しい場合があります。
- ☞ 手足に不自由があったり、車いす利用で、移動や操作が難しい場合があります。
- ☞ 発達障がいなどにより、暗黙のルールを共有できていない場合があります。
- ☞ 発達障がいや精神障がいにより、困った際に質問したり、相談することが難しい場合があります。

行き先の設定や作業工程の丁寧な確認、役割分担の配慮などの工夫をお願いします。

※ 校外実習での配慮は、事前に実習担当者・学生を含む関係者間で協議し、配慮内容や対応の要領について共有しておく必要があります。



8 ルールと管理に関するニーズと配慮

○欠席・遅刻に関するニーズ……障がいの状況によって、授業に遅刻したり、欠席する場合があります。

- ☞ 難病や障がいにより、気候の影響で体調に変動があり授業に出席できない場合があります。
- ☞ 体調が不安定で、途中退席することがあります。
- ☞ 教室の大きさや人数によって、緊張感や不安感が高まり出席が難しい場合があります。

※ 授業によっては出席を重視するものもあります。出席に関する合理的配慮については、関係者カンファレンス等で、学生を含む関係者間での話し合いを行い、合意形成を図っておくことが重要です。

○定期試験等の受験に関するニーズ……試験の形式や障がいの特性によっては別室受験等の配慮が有効です。

- ☞ 視覚に障がいがあったり、手に障がいがあるため、答案の確認や書くことに時間を要する場合があります。
- ☞ 障がいによっては、試験中にパニックや発声が生じることがあります。
- ☞ 支援機器を使用する際に、音が出ることがあります。
- ☞ 体調の変動により、せき込みや吐気、胃腸症状などが出る可能性があります。

- ・ 試験問題、答案用紙の拡大、支援機器の利用などについて検討します。
- ・ 試験時間の延長を検討します。
- ・ 他の受験生への影響も考慮して別室受験を検討します。

○その他の様々なニーズ……障がい以外にも修学上の合理的配慮が必要な様々なケースがあります。ケースに応じて、合理的な配慮を検討します。

(例.過敏性腸症候群
起立性調節障がい)



2 「障害者差別解消法」と合理的配慮

令和6年4月に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（障害者差別解消法）の改正法が施行され、私立大学では教育における「**障害を理由とした差別的取扱いの禁止**」に加え「**合理的配慮の提供**」が法的義務となり、障がい学生支援体制の確保が求められました。

日本大学では私立大学において合理的配慮の提供が努力義務であった当時から、教学戦略委員会第12次中間答申（平成30年9月）に基づき、本学の障がい学生支援に係る関連内規^(※)が制定され、平成31年4月より施行されています。

※ 学生支援専門委員会内規, 日本大学学生支援センター設置内規, 学部障がい学生支援委員会内規

障 害 者	「身体障害, 知的障害, 精神障害 (発達障害を含む) その他の心身の機能の障害がある者であって, 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」(障害者差別解消法)
社会的障壁	「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物, 制度, 慣行, 観念その他一切のものをいう。」(障害者差別解消法)
合理的配慮	「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し, 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって, 特定の場合において必要とされるものであり, かつ, 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」(障害者の権利に関する条約)

大学等における合理的配慮と建設的対話

(文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)平成29年3月 参照)

社会的障壁の除去が必要という障がい学生の意思表示を受け^(*), 学生と大学の双方が, 本人の意向を尊重して, 建設的に対話を行い, お互いに納得(合意形成)した上で, 合理的配慮の内容を決定する。どちらかが一方的に決定することは避けなければならない。

*本人が意思表示できない場合にも社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には, 法の趣旨に鑑み, 大学側から当該学生に働きかけることが望ましい。

学生と大学の双方で対話が成立しない場合には, 合理的配慮についての合意形成を図ることが難しい場合もあります。

法令では「障害」と表記されますが, 本学では「障がい」と表記しています。

3 成績評価における合理的配慮とは何か？

日本学生支援機構HP参照

●合理的配慮で変更・調整可能なものは？

変更できないもの

- 学生のニーズ(機能制限, できないこと, 得意なこと)
- 授業で学生が習得すべきもの



変更できるもの→社会的障壁になりうるもの

- 習得するための手段・評価方法
〔資料読解, 講義, レポート, プレゼンテーション, 実験方法 等〕

※成績評価基準を調整することや, 学習内容の「本質部分」を変更・調整することは不可。

●成績評価における合理的配慮の実施には, まず3つのポリシー等の充実と明確化が必要!

合理的配慮の内容を検討するためには, 学生の支援ニーズを, 3つのポリシー等(※)に鑑みて, これらを修得するための「手段」, 評価の「方法」を調整する。教育の目的・内容・機能の本質・成績基準の変更はできない。

※3つのポリシー等:「ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)」「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」「アドミッション・ポリシー(入学受入れ方針)」「シラバス(授業計画)」

●教育の質保証と合理的配慮提供の間に生じる葛藤を解消するための考え方

「テクニカルスタンダード」という考え方

「教育の質保証」の厳密さと「障がい学生支援の合理的配慮」で求められる柔軟さとの間に生じる葛藤を解決するために, 「テクニカルスタンダード」という考え方(ツール)が必要。

●「テクニカルスタンダード」とは何か？

3つのポリシー等の抽象的な学術的基準とは異なる, コースやプログラムの単位で**本質的に求められる能力要件**を具体的に示したもの。

例えば…

- ・英会話の授業で習得すべき**本質的な能力要件**が, 「国際会議でのディスカッションが可能な英語力」であるならば, 対面での英会話の代わりに, オンラインや情報保障機器を利用した会話でも単位取得を認める。
- ・実験実習で学ぶ**本質的な能力要件**が, 「実験の目的や手法, 理論的に考察する能力がある」ということであれば, 手続きについては, サポートが可能, 等。



●テクニカルスタンダードを運用する際の基本姿勢・留意点

- ・本質的に求められる能力要件(テクニカルスタンダード)を明確にすることで, 修学における社会的障壁や必要な変更・調整(合理的配慮)が明らかになり, 本人との建設的対話がし易くなる。建設的対話を通して双方の合意形成を図ることが重要。
- ・本質的に求められる能力要件が, 障がい学生排除のための要件として運用されないよう留意が必要。

●「教育の質保証」と「合理的配慮の提供」の葛藤を乗り越えるために

⇒本人の支援ニーズ(合理的配慮願)とテクニカルスタンダードを明確にして, 学生とどのように「建設的な対話」ができるかが**カギ!**



4 日本大学の障がい学生支援体制

① 本部の専門部署

【日本大学学生支援専門委員会】

日本大学学生支援センターの運営,障がい学生支援基本方針の策定,障がい学生支援情報の収集,研修会の実施,合理的配慮等の学部間格差の是正,等を行う。
※構成員:委員長(副学長(学生担当)),委員(各学部学生担当等,大学が委嘱した者。)

【日本大学学生支援センター】(以下,学生支援センター)

障がい学生を含む全ての学生の支援を行う。学部からの支援要請に応えられる体制を構築し,医学部との連携を取り,可能な支援体制の検討をする。

※構成員:委員長(学生担当),主任カウンセラー,主任コーディネーター,カウンセラー,コーディネーター,精神科医

② 学部の学生支援体制

【学部の障がい学生支援委員会】

学部の障がい学生の情報の集約,支援指針及び合理的配慮の検討を行い,学部長が支援を決定。学部内の各部署が連携し,障がいのあるすべての学生に対して支援を行う。なお,明らかに合理的配慮が必要であっても本人に自覚がない又は支援の申し出ができない場合,合理的配慮とは別に,本人への支援方法を考えることができる。

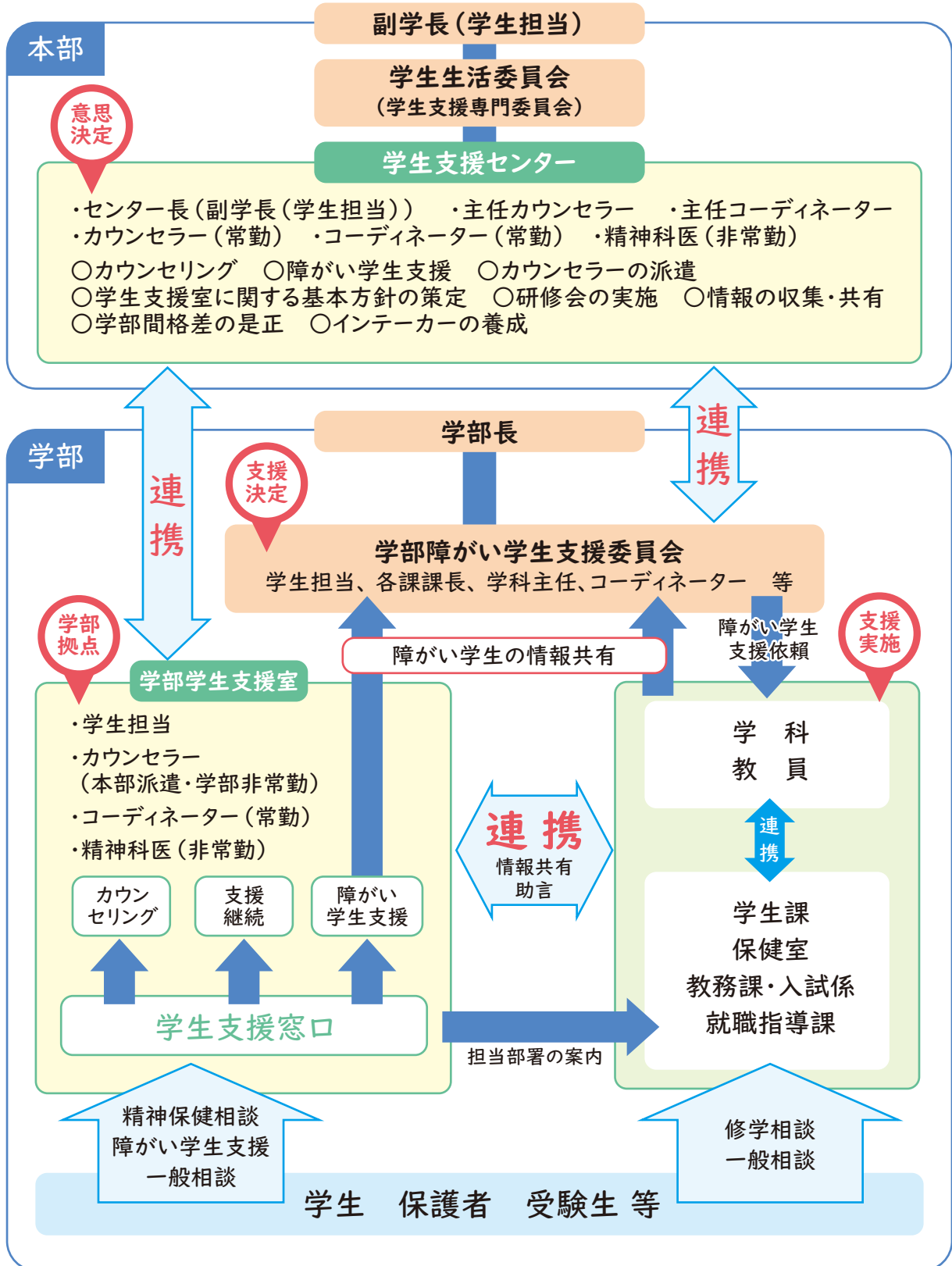
※構成員:委員長(学生担当),学務担当,事務長,学生課長,教務課長,カウンセラー,コーディネーター,その他

【学部の学生支援室】

学生支援に係る統一の相談窓口(学生支援窓口)を設置し,コーディネーターが全ての学生の相談を受け付ける。障がい学生支援に関しては,当該学生との建設的対話を通して合理的配慮(支援)内容の合意形成を図り,実施に係るサポート等を行う。有効な合理的配慮が実施できるよう学科,教員,学生課,保健室,教務課,就職指導課等,関係部署と有機的に連携する。必要とする学生には,カウンセラーがカウンセリングを行う。

※構成員:室長(学生担当),カウンセラー,コーディネーター,インターカー,精神科医

全学支援体制

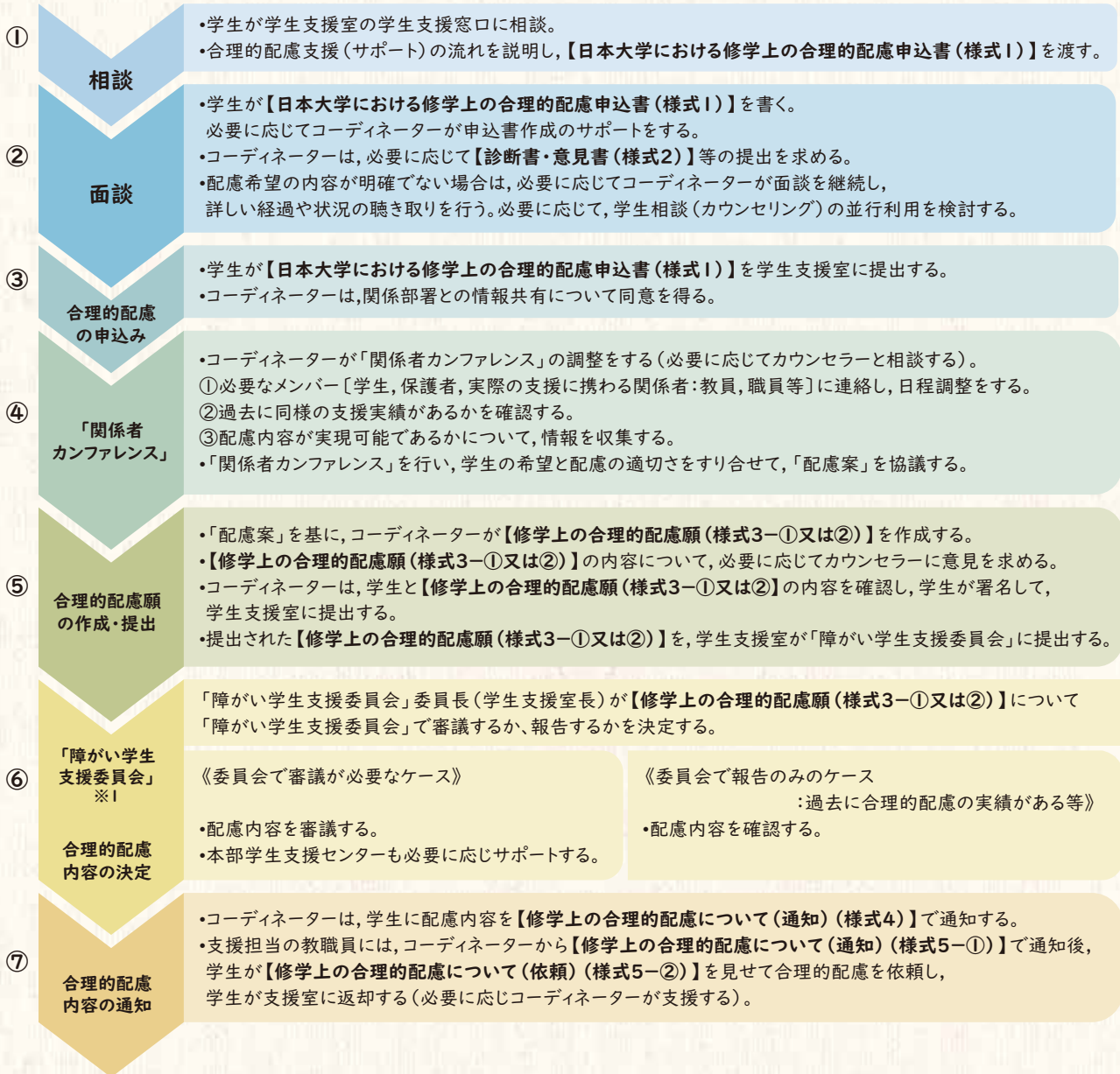




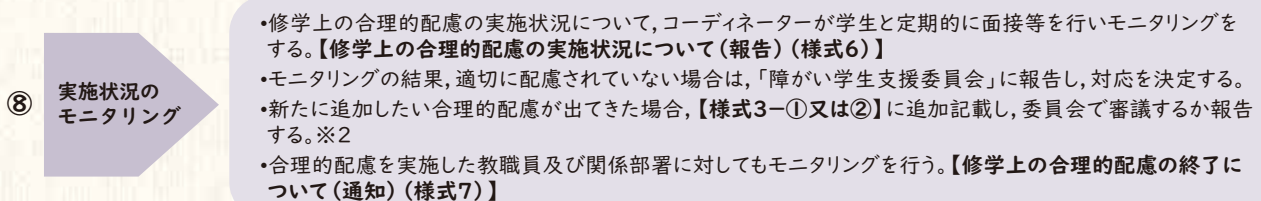
5 障がい学生支援（サポート）の流れ

日本大学における合理的配慮支援（サポート）の流れ

(2025.3)



合理的配慮の開始



※1 「障がい学生支援委員会」は、学内の障がい学生の支援状況に関する情報を集約する。

※2 関係者カンファレンスで支援可と判断された場合は、委員長の承認を得て支援を実施し、委員会開催時に追認できれば良い。

実際の手続きについては、学部事情により異なる場合がある。

1 相談

学生が学生支援室の学生支援窓口にご相談。合理的配慮支援(サポート)の流れを説明し、【**修学上における合理的配慮申込書(様式1)**】を渡す。

教職員の相談も受けています。教職員が学生の対応に困った場合は学生支援室(学生支援窓口)にご連絡ください。

2 面談

学生が【**日本大学における修学上の合理的配慮申込書(様式1)**】を書く。必要に応じてコーディネーターが申込書作成のサポートをする。

コーディネーターは、必要に応じて【**診断書・意見書(様式2)**】^(*)等の提出を求める。配慮希望の内容が明確でない場合は、必要に応じてコーディネーターが面談を継続し、詳しい経過や状況の聴き取りを行う。必要に応じて、学生相談(カウンセリング)の並行利用を検討する。

様式1

記入日(申込者記入) 年 月 日
受理日(本学記入) 年 月 日

(様式1)

日本大学における修学上の合理的配慮申込書

下記のとおり、修学上の合理的配慮を希望いたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

所属	学部 研究科	専攻 専(専入等)	学生番号
(ふりがな) 学生氏名			年 月 日生(歳)
電 話	メールアドレス		
住 所 (ふりがな)	〒(本人の郵便)		
保護人氏名		緊急連絡先 電話番号	
配慮が必要な理由			
今まで受けてきた配慮内容			
希望する配慮内容(<input type="checkbox"/> 授業 - <input type="checkbox"/> 定期試験 - <input type="checkbox"/> 学生生活 - <input type="checkbox"/> 就職活動や進学 - <input type="checkbox"/> その他) 上記でチェックした項目に於いて具体的に、希望する配慮・支援内容を記入してください。 (※足りない場合は別紙添付可)			
配慮が必要な理由と希望する配慮の内容			
添付書類	添付書類について 有・無 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳写し <input type="checkbox"/> その他()	障害者手帳について 有・無 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	
配慮が必要な理由について確認できる機関等	医療機関・相談機関等 有・無	継続して利用している薬	有・無

※書ける範囲で構いませんので、申込者自身で記入してください。
※保護人氏名は大学が必要とした場合に記入してください。

【 日本大学における合理的配慮申込書に記入した情報及び確認の過程で支障者が知りえた私に係る情報については、学生支援室及び障がい学生支援委員会(※)に共有することとなります。また必要に応じて情報の一部又は全部を次の部署にて共有することとなります。】

※所属学部 一橋教育 保健室 教務課 学生課 就職指導課 その他()

※「障がい学生支援委員会」は学生生活に関する教職員、学生課、就職指導課の教員及び学務的職員で構成されています。合理的配慮・支援について、学部として検討する委員会です。

※日本大学は、法律の定める例外(個人情報保護法 第23条第1～4項)以外には、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供することはありません。

(2020.1)

3 合理的配慮の申込み

学生が【**修学上における合理的配慮申込書(様式1)**】を学生支援室に提出する。コーディネーターは、関係部署との情報共有について同意を得る。

4 関係者カンファレンス

コーディネーターが、関係者(学生、保護者、実際に支援に関わる教職員等)に連絡し、配慮内容が実現可能であるか等の情報収集や日程調整をして、カンファレンスを行う。カンファレンスでは、学生の希望と配慮の適切さをすり合わせて、合理的配慮案を考える。

5 合理的配慮願の作成・提出

配慮案を基に、コーディネーターが、【**修学上の合理的配慮願(様式3-①又は②)**】^(*)を作成し、学生と内容を確認する(必要に応じてカウンセラーに意見を求める)。学生が署名したものを学生支援室が受理し、学部の障がい学生支援委員会に提出する。

6 障がい学生支援委員会※ 合理的配慮内容の決定

障がい学生支援委員会委員長(学生担当)が【修学上の合理的配慮願(様式3-①又は②)】について、学部の「障がい学生支援委員会」で審議に諮るか報告のみにするかを決定する。

- ・審議が必要なケースは、合理的配慮内容を審議する。
 - ・過去に合理的配慮の実績があるなど、報告のみのケースは合理的配慮内容を確認する。
- ※障がい学生支援委員会は、学内の障がい学生の支援状況に関する情報を集約します。



7 合理的配慮内容の通知

コーディネーターは、学生に委員会で決定した合理的配慮の内容を【修学上の合理的配慮について(通知)(様式4)】(*)を用いて通知する。原則として、学生から担当教職員に【修学上の合理的配慮について(依頼)(様式5-②)】を渡し、合理的配慮を依頼する。担当教職員が内容を確認したら、学生自身が【様式5-②】を学生支援室に返却する(必要に応じてコーディネーターが支援する)。担当教職員は、学生支援室から共有されるBoxデータを確認したら、確認メールを学生支援室に返信する。

8 実施状況のモニタリング

合理的配慮の実施状況については、コーディネーターが定期的に学生にモニタリングを実施し、支援終了後に【修学上の合理的配慮の実施状況について(報告)(様式6)】(*)に署名をもらう。合理的配慮を実施した教員及び関係部署に対しても、【修学上の合理的配慮の終了について(通知)(様式7)】(*)にて合理的配慮の実施状況や課題についてモニタリングを行う。



様式5-②

取扱注意・要返却	【本人が持参・Box共有】(様式5-②)
年 月 日	
担当教職員 各位	〇〇学部学生支援室長 もしくは 障がい学生支援委員会委員長 様
修学上の合理的配慮について(依頼)	
〇年〇月〇日の〇〇学部障がい学生支援委員会にて、以下の学生について、大学としての合理的配慮が決定いたしました。	
【 〇〇学部〇年 氏名 さん 学生番号: 】	
内容をご確認の上、当該学生についてご理解いただき、修学上の合理的配慮を実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	
また本件につきましては、本人の承諾なしに他の学生などに伝わることはないよう、個人情報管理については、充分にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。	
本文は内容の確認が完了しましたら、必ず学生にご返却ください。その後、本文書をBox上にて共有いたします。合理的配慮を要する期間中は、いつでもご確認いただけます。	
記	
< 合理的配慮の内容 >	
※以下、架空事例	
① 情報補償機器(補聴器、文字変換ソフト)の使用許可。【全授業】	
② 講義録のテキストファイルを作成する。【全授業】	
③ ノートテイクの同席を許可する。【専門科目授業】	
④ スケジュールや手帳(行程表)などを、事前に文書で通知。【実習、実験、郊外授業】	
⑤ 発言の際は、挙手や指差し等で発言者を示し、できるだけ1人ずつ発言する。【グループワーク、ディスカッションのある授業】	
⑥ 対話の際は、できるだけ口元が見えるようにし、ゆっくり話す。【個人指導、窓口対応】	
合理的配慮を実施するにあたり、不備点や困難な点などありましたら、学生支援窓口にご連絡ください。また合理的配慮の実施状況の確認や内容に変更があった場合等、学生支援窓口からご連絡する場合がありますので、ご了承ください。	
以 上	
※なお、本文書は単位修得の保証をお願いするものではありません。	
連絡先: 学生支援窓口 電話 (内線)	
※参考資料: 「日本大学障がい学生支援の手引き(教職員用)」事務の友 図に開載。	
(2025.1)	

*【様式2】～【様式4】、【様式6】、【様式7】の仕様については、学生支援窓口にお問い合わせください。

❀ 6 日本大学本部で開催している研修会

学生支援センターでは、教職員対象の研修会を毎年開催していますので、ぜひご参加ください。

「学生相談研修会」

傾聴や共感的理解など、カウンセリングマインドを、ロールプレイ等の実習を含めて学びます。

「障がい学生支援教職員研修会」

障がい学生支援に関する情報や具体的な支援の実践について学びます。



「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」 平成31年4月1日制定

日本大学は、本学の公共性に鑑み、本学の学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わないとともに、全ての者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するため、日本大学障がい学生支援に関する基本方針を定める。



詳細はこちらの二次元コードよりご確認ください。

「日本大学障がい学生支援ガイドライン」 平成31年4月1日制定

日本大学は、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、すべての学生、生徒、児童及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう卒業まで可能な限りの支援を目指します。

基本姿勢 すべての教職員が、障がいを理由とした差別の解消に積極的に取り組み、障がい学生と障がいのない学生が共に学べるように支援します。また、障がい学生の効果的な支援には、学生の協力が不可欠です。障がいのない学生が、無理なく積極的に支援にかかわれるような体制を構築します。



詳細はこちらの二次元コードよりご確認ください。



学生支援窓口 情報一覧

学生支援室

学部	学生支援窓口	学生支援窓口 電話番号	学生支援窓口 受付時間	学生支援室 設置場所
法学部	学生支援窓口	03-5275-8506	月-金 10:00~17:00 土 9:00~12:00	本館2階
文理学部	学生支援室窓口	03-6379-9107	月-金 10:00~17:00 土(隔週) 9:30~13:00	本館1階
経済学部	学生支援窓口	03-3219-3806	月-金 8:55~18:00 土 8:55~12:55	本館1階
商学部	学生支援窓口	03-3749-6846	月-金 9:00~17:00	本館2階
芸術学部	学生支援室	03-5995-8299	月-金 10:00~17:00	西棟3階
国際関係学部	学生支援室	055-980-0850	月-金 9:00~16:30 土(隔週) 9:00~12:00	12号館1階 保健室隣
三軒茶屋キャンパス (危機管理学部・ スポーツ科学部)	学生支援室	080-7693-8188	月-金 10:00~16:30	1号館1階
理工学部(駿河台)	学生支援室	03-3259-0611	月-金 10:00~17:00	タワー・ スコラ1階
理工学部(船橋)	学生支援室	047-469-5296	月-金 10:00~17:00	14号館1階
生産工学部(津田沼) 生産工学部(実籾)	学生支援室	047-474-2229	月-金 9:00~17:00	津田沼キャンパス 1号館(事務棟)1階
工学部	学生支援室	024-956-8651	月-金 10:00~16:00	本館2階 保健室隣
医学部	学生課内	03-3972-6740 (保健室兼用)	月-金 9:00~17:00 土 9:00~13:00	本館1階
歯学部	学生課内	03-3219-8004 (学生課兼用)	月-金 9:00~17:00 土 9:00~13:00	3号館7階
松戸歯学部	学生課内	047-360-9214 (学生課兼用)	月-金 9:00~17:00 土 9:00~13:00	50周年記念棟
生物資源科学部	学生支援窓口	0466-84-3962	月-金 10:00~13:00 及び 14:00~16:00	2号館2階
薬学部	学生支援窓口	047-465-7126	月-金 9:00~17:00 土(隔週) 9:00~13:00	1号館2階
通信教育部	学生・学修 支援センター内	03-5275-8857 (学生・学修支援センター兼用)	月-金 10:00~17:30 土 9:00~13:00	1号館2階
本部	学生支援センター	03-5275-8238	月-金 10:00~17:00	日本大学会館 3階

※ 障がい学生支援に関するお問合せ、ご相談は本部学生支援センター(市ヶ谷)でもお受けします。